墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

現 行

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割 額の算定)

額の算定) 第15条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る地方税法第314条の2第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額並びに他 の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項又は第15 項の規定の適用がある場合には、その適用 後の金額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)第33条の4第1項若し くは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条 第1項、第35条の2第1項又は第36条 の規定の適用がある場合には、これらの規 定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額)、地方税法附則第35条 第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租 税特別措置法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第32 条第1項に規定する短期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税 法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第35条の3第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則 第35条の2の2第5項に規定する上場株 式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第15項又は第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同法 〔同左〕

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る地方税法第314条の2第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額並びに他 の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得の金額、同法附 則第33条の3第5項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額、同法附則第34条 第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租 税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第3 4条第1項、第34条の2第1項、第34 条の3第1項、第35条第1項、第35条 の2第1項又は第36条の規定に該当する 場合には、これらの規定の適用により同法 第31条第1項に規定する長期譲渡所得の 金額から控除する金額を控除した金額)、 地方税法附則第35条第5項に規定する短 期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33 条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項又は第36条の規 定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第32条第1項に規定する短 期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 した金額)、地方税法附則第35条の2第 6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の 金額(同法附則第35条の2の6第11項 若しくは第15項又は第35条の3第11 項の規定の適用がある場合には、その適用 後の金額)、同法附則第35条の4第4項 に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第35条の4の2第7項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金 額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。以下「租税 附則第35条の4第4項に規定する先物取 引に係る雑所得等の金額(同法附則第35 条の4の2第7項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号)第8条第2項(同法第12条第 5項及び第16条第2項において準用する <u>場合を含む。第19条の2第1号において</u> 同じ。)に規定する特例適用利子等の額、 同法第8条第4項(同法第12条第6項及 び第16条第3項において準用する場合を 含む。同号において同じ。)に規定する特 例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額及び同条第12項に規定する 条約適用配当等の額をいう。以下この条に おいて同じ。)の合計額から地方税法第3 14条の2第2項の規定による控除をした 後の総所得金額及び山林所得金額並びに他 の所得と区分して計算される所得の金額の 合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等 という。) に第15条の4第1号の所得割 の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

- 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課 額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の7.47(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき

条約等実施特例法」という。)第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等の 額及び同条第12項に規定する条約適用配 当等の額をいう。以下この条において同 じ。)の合計額から地方税法第314条の 2第2項の規定による控除をした後の総所 得金額及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。)に第15条の4第1号の所得割の保 険料率を乗じて算定する。

2 〔略〕 〔同左〕

第15条の4 〔同左〕

- (1) 所得割 100分の6.86(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき

3万8,400円(一般被保険者に係る 基礎賦課総額の100分の44に相当す る額を当該年度の初日における一般被保 険者の見込数で除して得た額)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課額の保険料率)

- 第15条の12 一般被保険者に係る後期高 齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のと おりとする。
 - (1) 所得割 100分の1.96 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万1,100円(一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等賦課総額の100分 の44に相当する額を当該年度の初日に おける一般被保険者の見込数で除して得 た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係 る介護納付金賦課額の保険料率は、次のと おりとする。
 - (1) 〔略〕
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,600円(介護納付金賦課総額 の100分の50に相当する額を当該年 度の初日における介護納付金賦課被保険 者の見込数で除して得た額)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号

3万5,400円(一般被保険者に係る 基礎賦課総額の100分の44に相当す る額を当該年度の初日における一般被保 険者の見込数で除して得た額)

[同左]

第15条の12 [同左]

- (1) 所得割 100分の2.02 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万800円(一般被保険者に係る後期 高齢者支援金等賦課総額の100分の4 4に相当する額を当該年度の初日におけ る一般被保険者の見込数で除して得た額)

[同左]

第16条の4 [同左]

- (1) [略]
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万4,700円(介護納付金賦課総額 の100分の50に相当する額を当該年 度の初日における介護納付金賦課被保険 者の見込数で除して得た額)

〔同左〕

第19条の2 [同左]

- の口に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
- (1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合には、その発生した日とする。 現在においてその世帯に属する被保険者 及び特定同一世帯所属者(法第6条第8 号に該当したことにより被保険者の資格 を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に 属する者をいう。以下同じ。)につき算 定した地方税法第314条の2第1項に 規定する総所得金額(同法第317条の 2第1項第2号に規定する青色専従者給 与額又は同法第313条第5項に規定す る事業専従者控除額については、同条第 3項、第4項又は第5項の規定を適用せ ず、所得税法(昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規 定の例によらないものとし、地方税法第 314条の2第1項に規定する山林所得 金額及び他の所得と区分して計算される 所得の金額(同法附則第33条の2第5 項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額(同法附則第35条の2の6第 11項又は第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附 則第33条の3第5項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額、同法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金 額、同法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額、同法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 3第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第35条 の2の2第5項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等の金額(同法附則第35 条の2の6第15項又は第35条の3第 |
- (1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合には、その発生した日とする。 現在においてその世帯に属する被保険者 及び特定同一世帯所属者(法第6条第8 号に該当したことにより被保険者の資格 を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に 属する者をいう。以下同じ。)につき算 定した地方税法第314条の2第1項に 規定する総所得金額(同法第317条の 2 第 1 項第 2 号に規定する青色専従者給 与額又は同法第313条第5項に規定す る事業専従者控除額については、同条第 3項、第4項又は第5項の規定を適用せ ず、また、所得税法(昭和40年法律第 33号)第57条第1項、第3項又は第 4項の規定の例によらないものとし、地 方税法第314条の2第1項に規定する 山林所得金額及び他の所得と区分して計 算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得の金額、同法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業所得 等の金額、同法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35条第5項に規定する短期譲渡所得の 金額、同法附則第35条の2第6項に規 定する株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項若 しくは第15項又は第35条の3第11 項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第 4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額(同法附則第35条の4の2第7 項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、租税条約等実施特例法第

13項若しくは第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同 法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則 第35条の4の2第7項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、外 国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律第8 条第2項に規定する特例適用利子等の額、 同条第4項に規定する特例適用配当等の 額、租税条約等実施特例法第3条の2の 2第10項に規定する条約適用利子等の 額及び同条第12項に規定する条約適用 配当等の額をいう。以下この条において 同じ。) の算定についても同様とする。 以下この条において同じ。)及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算さ れる所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額を超 えない世帯に係る保険料の納付義務者

- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2万6,880</u> <u>円</u>
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,770円
- ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均 等割額 被保険者1人につき<u>1万92</u> 0円
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の2第2項に規定する金額に、 27万円に当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合には、その発生した日とする。 現在においてその世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数との合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの
 - イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万9,200

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2万4,780</u> <u>円</u>
- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,560円
- 八 介護納付金賦課額に係る被保険者均 等割額 被保険者1人につき<u>1万29</u> 0円
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の2第2項に規定する金額に、 26万5,000円に当該年度の保険料 の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合には、その発生した 日とする。)現在においてその世帯に属 する被保険者の数と特定同一世帯所属者 の数との合計数を乗じて得た額を加算し た金額を超えない世帯に係る保険料の納 付義務者であって前号に該当する者以外 のもの
 - イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万7,700

円

- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額 被保険者1人につき 5,550円
- 八 介護納付金賦課額に係る被保険者均 等割額 被保険者1人につき<u>7,80</u> 0円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法 第314条の2第2項に規定する金額に、 49万円に当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合には、その発生した日とする。 現在においてその世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数との合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であ って、前2号に該当する者以外のもの
 - イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,680円
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額 被保険者1人につき 2,220円
 - 八 介護納付金賦課額に係る被保険者均 等割額 被保険者1人につき<u>3,12</u> 0円

円

- ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額 被保険者1人につき 5,400円
- 八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7 , 3 50円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合算額が、地方税法 第314条の2第2項に規定する金額に、 48万円に当該年度の保険料の賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合には、その発生した日とする。 現在においてその世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数との合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であ って、前2号に該当する者以外のもの
 - イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,080円
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2,160円
 - ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均 等割額 被保険者1人につき<u>2,94</u> 0円

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。